

## 「投資信託等の運用に関する委員会決議」の一部改正

平成 26 年 7 月 17 日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>投資信託等の運用に関する委員会決議</p> <p>この委員会決議は、投資信託等の運用に関する規則(以下「規則」という。)に基づき自主規制委員会が委任された事項について定める。</p> <p>1. 規則第 11 条第 2 項に規定する自主規制委員会が定める株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>(1) 米国におけるピンク・シート銘柄 (2) 米国における OTC ブリティンボード銘柄</p> <p><u>2. 規則第 17 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する自主規制委員会で定める国は、次に掲げる国（地域を含む。）とする。これらの国について、環境等において変化があった場合であっても適切な対応ができるよう必要な社内管理態勢の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>日本国</u> (2) <u>アイルランド</u> (3) <u>アメリカ合衆国</u> (4) <u>イタリア共和国</u> (5) <u>オーストラリア連邦</u> (6) <u>オーストリア共和国</u> (7) <u>オランダ王国</u> (8) <u>カナダ</u> (9) <u>グレートブリテン及び北アイルランド連合王国</u> (10) <u>シンガポール共和国</u> (11) <u>スイス連邦</u> (12) <u>スウェーデン王国</u> (13) <u>スペイン</u> (14) <u>デンマーク王国</u> (15) <u>ドイツ連邦共和国</u></p>	<p>投資信託等の運用に関する委員会決議</p> <p>この委員会決議は、投資信託等の運用に関する規則(以下「規則」という。)に基づき自主規制委員会が委任された事項について定める。</p> <p>1. 規則第 11 条第 2 項に規定する自主規制委員会が定める株式は、次に掲げる株式とする。</p> <p>(1) 米国におけるピンク・シート銘柄 (2) 米国における OTC ブリティンボード銘柄</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(16) ニュージーランド</p> <p>(17) ノルウェー王国</p> <p>(18) フィンランド共和国</p> <p>(19) フランス共和国</p> <p>(20) ベルギー王国</p> <p>(21) ポルトガル共和国</p> <p>(22) ルクセンブルグ大公国</p> <p>(23) 香港特別行政区</p>	

#### 附 則

この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。

ただし、この委員会決議の改正の際現に存する投資信託については、実施日から起算して 5 年を経過する日までの間は、これを適用しない。なお、当該投資信託に関し規則第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 に規定する合理的な方法を定めた場合には、この限りでない。